

学校生活のきまり

私たちの学校生活を楽しく、ゆたかなものとするための**最小限度の約束**です。この心得をよく守って、瑞江中生徒として**規律ある正しい生活**をしよう。

1日の生活

[50分×6時間時程]

生徒登校	～8:25
予 鈴	8:25
朝 読 書	8:25～8:35
学 活	8:35～8:40
第1校時	8:45～9:35
第2校時	9:45～10:35
第3校時	10:45～11:35
第4校時	11:45～12:35
給 食	12:35～13:10
昼 休 み	13:10～13:30
第5校時	13:35～14:25
第6校時	14:35～15:25
学 活	15:25～15:35
清 掃	15:35～15:50
生徒下校	16:00

校 則

1 教職員

- (1) 絶えず研究と修養に励み、専門性を発揮して生活指導・学習指導・進路指導等に当たる。
- (2) 学校の電話対応時間は、教員の勤務時間である平日の8:15～16:45とする。生徒が欠席・遅刻・早退等をする際の連絡は、連絡ツールを使用するよう保護者に依頼する。
- (3) 生徒在校中に、風水害や地震、近隣の事件等で生徒の引き渡しが必要と判断した際は、保護者に確実に引き渡す。

2 生 徒

- (1) 生徒は以下の5項目を守ること。
 - ① 人権を尊重し、各教室に掲示する教育目標を意識した生活を送ること。
 - ② まだ教員の勤務時間ではないが、用務主事が勤務している8:00に開門するので、これ以降であれば登校しても良い。登校から下校時刻までは校外に出ず、学校での活動が終わったらすみ

やかに下校すること。

教員から放課後に再登校を指示された場合を除き、忘れ物を取りに帰宅することはできない。

③ 電車・バスでの通学は事前に校長の許可を得た場合に限る。自転車での通学は許可しない。

④ 学習に不必要なものは学校に持ち込まない。

⑤ 学習者用タブレットは、えどタブレットと瑞江中学校ルール、家庭ルールを守って学習目的にのみに使用することができる。区からの貸与品であることを忘れずに丁寧に取り扱うこと。個人所有のSmartphone等であっても、SNS利用時は肖像権・著作権の侵害、他人を傷つけることがないように使用すること。

(2) 標準服・持ち物は、以下の通りとする。特段の事情があって標準服以外での登校を希望する場合は、事前に保護者から担任を通して生活指導主任に相談し、校長の了承を得ること。

① **標準服Ⅰ型冬服**

黒の標準型学生服（つめえり学生服）。着用者から見て右の襟に校章・左の襟に学年クラス章を付ける。

② **標準服Ⅰ型夏服**

黒のスクールズボン、白のワイシャツを着用する。ワイシャツに替えてポロシャツを着ても良い。

（夏服の場合、校章と学年・クラス章はつけなくて良い）

③ **標準服Ⅱ型冬服**

紺のセーラー服（スカーフは紺、襟に3本の白線）着用者から見て左の胸に校章と学年クラス章を付ける。

④ **標準服Ⅱ型夏服**

紺のスクールスカート（プリーツスカート）、スカートと同じ生地の中着を着ても良い。

白の丸襟ブラウスを着用する。ブラウスに替えてポロシャツを着ても良い。

（夏服の場合、校章と学年・クラス章はつけなくて良い）

⑤ 外履きは運動靴または革靴とする。

- ⑥ 上履き、体操服・ジャージ、通学バッグは学校指定。

※サブバッグは横型で小さい旧バッグの際使用していたもので、現在は持っていないなくても支障はない。

- (3) 校則に記載がないことについても、教職員の指導は真摯に受け止め、礼儀正しく、落ち着いた生活を心がけること。

生活指導関係の指針

1 【登校前・登下校】

- (1) 生徒の欠席・遅刻・早退は8:00までに、遅刻から欠席への変更があった場合はその時点で、保護者から連絡ツールのTetoruで知らせていただくよう依頼する。

生徒が遅刻した際は、職員室で先生に「遅刻して今到着しました。」と報告してから教室に向かうこと。

- (2) 登下校の途中は保護者の管理下であるが、寄り道や飲食をしないよう学校としても厳しく指導する。

生徒は、正門（北側）または第2通用門（校庭側）から登下校するよう指導する。

- (3) 生徒が不審者と遭遇した場合は、近くの人に助けを求めるとともに、まず110番通報をして、その後学校にも知らせるよう指導する。

2 【登校】 8:00～8:20

- (1) 生徒は開門の8:00以降、8:20まで

には登校するよう指導する。

(2) 8:25本鈴が鳴り終わった時点で自席に着席していない場合、「遅刻」とする。

3 【全校朝礼・生徒会朝礼・学年朝礼】 8:25～

(1) 朝礼時は8:25に、体育館にて整列完了するよう指導する。

(2) 8:25以降に体育館に来た場合は「遅刻」とする。その場合静かに自分のクラスの列の後ろにつかせる。

4 【朝読書等朝の活動時間】 8:25～8:35

(朝読書は総合的な学習の時間の読書科の授業時数21時間に相当する「授業」である)

(1) 朝読書の日、登校し自席についたら静かに読書をするよう指導する。

(2) 朝読書以外の日は、教員の出した課題をしたり読書をしたりして静かに過ごすよう指導する。

5 【朝学活】 8:35～

(1) 担任からの諸連絡だけでなく、学習者用タブレットのteamsの連絡も確認させる。

6 【授 業】 8:45～

(1) 毎時間「チャイム着席」を徹底させる。

(2) 学習道具の準備を怠らないよう指導し、明るい返事と良い姿勢・良い態度を心がけさせる。

(3) トイレや水分補給の必要があれば、先生に許可を求めることと、その際は許されることを周知する。

7 【休み時間】

(1) 10分休みは、トイレ・教室移動・着替え・教科係りの連絡・次の授業の準備等の時間で、遊びの時間ではないことと、次の授業開始に遅れないように過ごすよう指導する。

8 【給 食】 12:35～13:10

(1) 副担任も含めて全教員で給食指導を行うため教員の休憩時間は昼ではなく15:45～16:30に変更している。

(2) 4校時が終わった後に「休み時間」は設定されていないことを入学時確実に理解させる。令和6年度途中から5分増やしたが、それでも準備と食事・片づけまで含めて35分間しかないことから、給食当番を優先して手洗いを素早く済ませ、

給食当番は速やかに配膳準備，他の者は自席に着かせる指導を行う。廊下や教室で談笑したり，教科係の連絡をしたりしようとする生徒がいたら，状況を理解させる指導をする。

9 【昼休み】 13：10～13：30（予鈴）

- (1) 本校生徒の歯の状況を踏まえ，放送委員が流す「歯磨きの曲」が流れている間に歯を磨くよう指導する。
- (2) 生徒には図書室や教室，校庭などで過ごすよう指導する。図書室や校庭使用の可否・ボールの貸し出しなどの詳細ルールは生徒会に委任する。

10 【帰りの学活】

- (1) 担任がいなくても，司会者が前に出て帰りの学活を始める等，自主的にできるように指導する。
- (2) 6校時（水曜は5校時）終了後，背面黒板に書いてある翌日の予定や持ち物を連絡帳等に記入させる。

11 【清掃】

- (1) 当番は清掃の終了時に監督の先生に連絡をして，許可を得てからあいさつをし

て解散するよう指導する。

12 【放課後（部活動含む）】

- (1) 委員会・学年・学級の活動は，常に課外活動である部活動より優先させるよう指導する。特に部活動顧問からは，学校における部活動の位置づけが生徒に理解されるよう丁寧に指導すること。
- (2) 放課後の活動をさせる教員は，16：45以降留守番電話対応になることを踏まえ，何時頃までどのような放課後の活動があるかを事前に生徒を通して保護者に連絡しておくこと。

なお，活動終了時刻・最終下校時刻（校門を出る時刻）は，以下の通り。教員自身も厳守するとともに，生徒にも寄り道などをしないよう徹底させる。

夏時間（3月～9月） 活動終了時刻
17時45分 最終下校時刻18時00分

冬時間（10月～2月） 活動終了時刻
17時15分 最終下校時刻17時30分

但し，公式大会期間中の10月は，必要に応じて活動終了時刻・最終下校時刻の30分延長を認める。

13【服装】

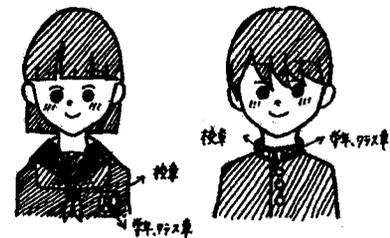
- (1) 標準服の冬服と夏服の移行期間は設けない。入学式・卒業式・離任式等「儀式的行事」の際は、標準服の冬服を着用するよう指導する。但し1学期終業式と2学期始業式については、暑いのでこの限りでない。
- (2) 運動会当日を含む練習期間の体育着登校など、特段の事情がなければ標準服を着用するよう指導する。
- (3) 変形したり体型に合わないものは標準服ではない。だらしなく着ない。など以下も参考に指導を行う。
 - ① ワイシャツやブラウスを着る際には、下着も着用するよう指導する。(ポロシャツは下着なしでも可)
 - ② ワイシャツやブラウスは、ズボンやスカートから出さないよう指導する。(ポロシャツは出しても良い)
 - ③ スカートの丈はひざが隠れる程度と指導する。
 - ④ ポロシャツを着用する場合は、標準服であることを踏まえ、白・黒・紺か

ら選択するよう指導する。

- ⑤ 靴下はスクールソックス型。標準服であることを踏まえ、白・黒・紺から選択するよう指導する。
- ⑥ 防寒のため、防寒用の温かい下着を活用することや、学生服やセーラー服の下にスクールセーターを着用すること、登下校時にコート類・手袋・マフラーを着用しても良いことを指導する。
- (4) 体育着・ジャージは学校指定のものを用意するよう保護者に協力を依頼する。

14【身体・頭髪やつめなど】

- (1) 身体・頭髪等は清潔に保ち、加工しないよう指導することが基本で、以下を参考に指導する。
 - ① 前髪は目にかからない長さを指導する。髪が肩にかかる場合は、黒・紺・茶色のゴムで結ぶ。飾り付きヘアゴムは使用しない。
ゴム紐は手首に巻かない。
 - ② 脱色・染色をしたり、



パーマをかけたりしない。化粧やアイ
プチ、眉毛、爪の加工はしない。

- ③ モヒカンや、極端に長さの違う刈り
上げなどはしない。

15【持ち物】

- (1) 上履きの色分けについて、協力してい
ただけるようお願いする。[令和7年度
1年赤、2年青、3年緑]
- (2) 学校指定のバッグには、手のひら程度
までの大きさのアクセサリ1つまでな
ら付けて良いと指導する。
- (3) 水筒は通年持参しても良いが、中身は
水・お茶・スポーツドリンクにするよう
指導する。
- (4) 傘、水筒、カバンなどの持ち物には必
ず記名し、毎日持ち帰り、大切に扱うよ
う指導する。
- (5) 校内では、物品の貸し借りはしないよ
う指導する。
- (6) 校則の『学習に不必要なものは学校に
持ち込まない』の例としては、以下を参
考に指導する。

- ① スマートフォン ② ゲーム機

- ③ ゲーム ④ 漫画

- ⑤ はさみを除く刃物

- ⑥ 現金・クレジットカード・Suica・
PASMO等

- ⑦ 整髪料・化粧道具等 ⑧ 食べ物

なお教室や廊下・体育館・校庭で使用
しない約束で、くし・ブラシ・日焼け止
めの持ち込みを認めている。

- (7) 学習者用タブレットは毎日持ち帰り、
家庭学習にも使用させ、フル充電して来
るよう指導する。

区の指導で、教員は生徒のパスコード
を知ってはいけないう決まりになって
いるが、保護者には未成年の生徒の学習
状況を知っていただく必要があり、生徒
がタブレットでどのような学習をして、
どのように連絡を取り合っているか見て
いただく必要があるため、生徒から保護
者にパスコードを知らせるよう指導する
とともに、保護者の方には、日常的に生
徒のタブレットを開いて中を確認するよ
う依頼する。

16【職員室等の出入り】

- (1) 職員室にいる先生に用事があるときはノックをし、クラスと名前を名乗って用件を伝えるよう指導する。
- (2) 個人情報保護のため、職員室や印刷室・準備室などには、生徒・保護者が立ち入れないことを周知する。

17【各種届け】

- (1) 授業に参加できず見学をするときには、保護者が生徒手帳の連絡欄に記入し生徒が担当教員に提出する。
- (2) 住所変更がある場合は、転校や指定校変更の手続きをする必要があるため、直ちに担任に届け出る。
- (3) 感染症にかかった場合は治癒証明書がなければ登校できない。治癒証明書には2種類あって、学校のホームページからダウンロードできる。
- (4) 家族・親族に用事がある場合は、忌引きの扱いをするため、出来るだけ早く連絡をする。
- (5) 学生割引証（学割）を申請する場合は事前に担任へ旅行届と学割申請書を提出するよう指導する。

18【公共物の使用】

- (1) 休日や休業中には無断で学校に入らないよう指導する。
- (2) 学校の設備（放送機器等を含む）を使用するときは、必ず係の先生の許可を受けるよう指導する。
- (3) 体育館トイレは上履きで使用して構わない。剣道などで裸足の人はサンダルを利用するよう指導する。

19【エンカレッジルームの使用】

- (1) エンカレッジルームを使用する際は保護者・担任と面談を行い利用について決定したうえで、利用届を提出していただく。
- (2) エンカレッジルームの時間は、月曜日から金曜日までの3校時から5校時までを基本とする。
- (3) 遅刻・欠席・早退の場合、保護者から連絡ツールのTetoruで知らせていただくよう依頼する。
10：45までに登校したら自席に直接。それよりも遅く登校したら、まず職員室に行き出席確認をする。

- (4) エンカレッジルームでは担当教員の指示に従い、学習を行うよう指導する。
- (5) 早退する場合は、担当教員の了解を得てから下校するよう指導する。

20 【校外生活】

- (1) 外出するときは、保護者に目的・行先・同行者・帰宅時間を必ず知らせるよう指導する。
- (2) 自転車に乗車する際は、ヘルメットを必ずかぶり、一時停止をすることや、二人乗りや暗い時の無灯火運転はしないことなど、交通ルールを守るよう指導する。
- (3) 恐喝や不審者等による被害が起きてることを踏まえ、事件・事故に巻き込まれたときは、ためらわず110番通報をすること。その後必ず学校に連絡することなどを指導する。
- (4) 生徒自身が触法行為（飲酒・喫煙等）をしないよう、ヤミバイトなどに関わらないよう指導する。

部活動のきまり

- 1 部活動は、生徒の自主的な活動であるが、顧問がいなければ成り立たない活動であるから、教員の都合や部活動指導員の配置状況によっては継続できずに「新規部員募集停止」や「廃部」とすることもある。

部の成立・活動日及び活動場所については、毎年教員が異動した4月1日以降の顧問会議で決定する。

- 2 江戸川区のきまり（平日の活動は2時間程度。土・日両方は活動しない。熱中症対応等）を厳守する。

また、校則・指導指針に抵触しない範囲で、各部活動できまりを作ることができる。その際は事前に生活指導主任を通して、全教職員で各部活動の決まりを共有しておく。

- 3 教員が現金を扱うことはできるだけ避けるようにすることが求められているため、保護者から会計係を選任して、金銭管理等をしていただける場合を除き、部費などの私費を集めて運用することがないようにする。その場合でも、集金は校長の事前承認

を必要とし、単年度会計とすること。なお、令和7年度以降は運動部が大会に出る場合、大会運営費などの支払いが必要になる部活動ができる可能性があるため、年度途中の集金がある可能性も、部員募集の際に伝えておく必要がある。

4 生徒の活動について

(1) 令和7年度から、長期休業中を除く水曜日を会議日とし、本校教員が顧問をする部活動は生徒を再登校させて活動することはしない。

(2) 活動終了時刻・最終下校時刻（校門を出る時刻）は、以下の通り。

夏時間（3月～9月） 活動終了時刻
17時45分 最終下校時刻18時00分

冬時間（10月～2月） 活動終了時刻
17時15分 最終下校時刻17時30分

但し、公式大会期間中の10月は、必要に応じて活動終了時刻・最終下校時刻の30分延長を認める。

(3) 学校行事の日や、定期考査1週間前から最終日の前日までは原則活動停止。

(4) 顧問や部活動指導員、臨時代理顧問が

活動場所で直接指導できないときは、普段行っている練習や試合、調理や実験等はできない。（ストレッチや準備運動程度なら実施可能）

(5) 体調不良が理由で、「遅刻した」「保健室で休んだ」「体育実技の見学をした」という生徒は、その日の運動部の活動には参加させない。文化部については顧問の判断とする。

(6) けがをしたときは、すみやかに顧問または近くにいる教職員に知らせるよう指導する。

(7) 更衣の際は、体育館1階の更衣室を利用して、荷物は活動場所に持って行く。

(8) 試合や練習等で他校やコート・グラウンド等に自転車で行くことは許可しない。

(9) 活動予定は、全教員で把握できるようにする。生徒・保護者への連絡はteamsまたは職員室前のホワイトボードを活用し、生徒各自に確認させる。

5 入部・退部・転部

(1) 本校の部活動は4月1日以降新たに募集・成立し、翌年3月31日に終了・解散

するものとする。

同じ競技、同じ名称の部活動でも、年度が変わると顧問・活動日・運営方針を変える場合があることに注意させる。

- (2) 1年生だけでなく、2・3年生も毎年新たにできた部活動に入部することになるので、入部を希望する場合は、毎年4月に入部届を提出させる必要がある。

入部・退部・転部は、保護者・担任・顧問の承諾を必要とし、それぞれ必要な届を提出させる。各届には保護者の署名捺印が必要である。

- (3) 仮入部（仮入部期間4月～5月 詳細日程は年度当初に示す）

- ① 平日の仮入部活動時間は17時までとする。正式な入部届を提出した者は最後まで活動できる。
- ② 仮入部で土日の活動に参加する場合は、事前に保護者と顧問の承諾を得る必要がある。
- ③ 運動部見学の場合は標準服でよいが、運動部の活動に仮入部で参加する場合は体操着に着替える。

- ④ 年度途中の転部希望の仮入部は、生徒の希望があって担任と顧問が認めた場合に限る。